

# 資料編

## ■ 主要な事業に関する事項 …… 36~47

貸借対照表  
損益計算書  
剰余金処分計算書  
会計監査人による監査  
財務諸表の適正性等の確認  
貸借対照表注記  
損益計算書注記

主要な業務の状況を示す指標  
預金に関する指標  
貸出金等に関する指標  
有価証券等に関する指標

## ■ 自己資本の充実の状況 …… 48~55

### 定性的な開示事項

自己資本調達手段の概要  
自己資本の充実度に関する評価方法の概要  
信用リスクに関する事項  
信用リスク削減手法に関する事項  
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項  
証券化エクスポージャーに関する事項  
出資等エクスポージャーに関する事項  
オペレーショナル・リスクに関する事項  
金利リスクに関する事項

### 定量的な開示事項

自己資本の構成に関する開示事項  
自己資本の充実度に関する事項  
信用リスクに関する事項  
信用リスク削減手法に関する事項  
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項  
証券化エクスポージャーに関する事項  
出資等エクスポージャーに関する事項  
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項  
金利リスクに関する事項

# 主要な事業に関する事項

## 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
(資産の部)		
現金	5,691	4,494
預 け 金	72,515	64,977
買 入 金 銭 債 権	3,625	3,931
有 価 証 券	172,984	167,904
国 債	14,375	15,206
地 方 債	20,958	21,548
社 債	60,394	57,868
株 式	922	800
その他の証券	76,332	72,480
貸 出 金	263,224	267,528
割 引 手 形	1,293	1,332
手 形 貸 付	17,195	18,443
証 書 貸 付	239,504	241,652
当 座 貸 越	5,230	6,099
そ の 他 資 産	2,359	2,391
未 決 済 為 替 貸	65	78
信 金 中 金 出 資 金	1,814	1,814
未 収 収 益	339	352
そ の 他 の 資 産	140	146
有 形 固 定 資 産	7,404	7,181
建 物	3,893	3,867
土 地	2,860	2,792
リ ー ス 資 産	98	137
建 設 仮 勘 定	126	—
その他の有形固定資産	425	382
無 形 固 定 資 産	61	72
ソ フ ト ウ ェ ア	41	55
リ ー ス 資 産	10	6
その他の無形固定資産	10	10
繰 延 税 金 資 産	770	1,878
債 務 保 証 見 返	1,436	1,989
貸 倒 引 当 金	△2,842	△2,893
(うち個別貸倒引当金)	(△1,943)	(△1,884)
資 産 の 部 合 計	527,230	519,455

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
(負債の部)		
預 金 積 金	480,844	477,497
当 座 預 金	7,547	9,029
普 通 預 金	168,425	176,162
貯 蓄 預 金	862	840
通 知 預 金	1,965	1,786
定 期 預 金	292,478	281,201
定 期 積 金	7,018	6,222
そ の 他 の 預 金	2,547	2,254
借 用 金	21,000	18,600
借 入 金	21,000	18,600
そ の 他 負 債	1,551	1,331
未 決 済 為 替 借	94	96
未 払 費 用	430	247
給 付 補 て ん 備 金	3	2
未 払 法 人 税 等	246	102
前 受 収 益	210	222
職 員 預 り 金	281	280
リ ー ス 債 務	118	159
資 産 除 去 債 務	25	25
そ の 他 の 負 債	140	194
賞 与 引 当 金	196	198
退 職 給 付 引 当 金	251	219
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	142	147
預 金 払 戻 引 当 金	3	1
偶 発 損 失 引 当 金	57	60
債 務 保 証	1,436	1,989
負 債 の 部 合 計	505,483	500,045
(純資産の部)		
出 資 金	1,286	1,285
普 通 出 資 金	1,286	1,285
利 益 剰 余 金	21,553	22,019
利 益 準 備 金	1,274	1,274
そ の 他 利 益 剰 余 金	20,278	20,744
特 別 積 立 金	14,900	14,900
(奉 仕 基 金 積 立 金)	(100)	(100)
当 期 未 処 分 剰 余 金	5,378	5,844
会 員 勘 定 合 計	22,840	23,304
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,093	△3,895
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△1,093	△3,895
純 資 産 の 部 合 計	21,746	19,409
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	527,230	519,455

## ■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
<b>経常収益</b>	<b>6,876,218</b>	<b>6,051,081</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>5,687,334</b>	<b>5,186,776</b>
貸出金利息	3,521,079	3,531,805
預け金利息	86,882	112,769
有価証券利息配当金	2,016,982	1,482,558
その他の受入利息	62,389	59,642
<b>役務取引等収益</b>	<b>443,033</b>	<b>479,555</b>
受入為替手数料	183,078	173,854
その他の役務収益	259,954	305,700
<b>その他業務収益</b>	<b>309,718</b>	<b>63,671</b>
国債等債券売却益	247,123	32,268
その他の業務収益	62,595	31,403
<b>その他経常収益</b>	<b>436,131</b>	<b>321,077</b>
償却債権取立益	70,001	256,382
株式等売却益	356,996	58,935
その他の経常収益	9,134	5,759
<b>経常費用</b>	<b>6,279,079</b>	<b>5,326,204</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>282,078</b>	<b>166,551</b>
預金利息	260,069	144,236
給付補てん備金繰入額	2,338	1,704
借入金利息	17,099	17,099
その他の支払利息	2,570	3,510
<b>役務取引等費用</b>	<b>256,703</b>	<b>257,632</b>
支払為替手数料	49,733	39,741
その他の役務費用	206,970	217,891
<b>その他業務費用</b>	<b>102,695</b>	<b>119,377</b>
国債等債券売却損	3,521	9,830
その他の業務費用	99,173	109,546
<b>経費</b>	<b>3,975,035</b>	<b>3,880,703</b>
人件費	2,450,738	2,455,263
物件費	1,435,046	1,370,127
税金	89,250	55,311
<b>その他経常費用</b>	<b>1,662,567</b>	<b>901,939</b>
貸倒引当金繰入額	1,518,227	871,350
貸出金償却	2,913	172
株式等売却損	130,778	25,304
株式等償却	727	—
その他の経常費用	9,919	5,112
<b>経常利益</b>	<b>597,138</b>	<b>724,877</b>

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
<b>特別利益</b>	<b>—</b>	<b>14,970</b>
固定資産処分益	—	14,970
<b>特別損失</b>	<b>20,484</b>	<b>28,590</b>
固定資産処分損	10,233	28,590
減損損失	10,251	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>576,653</b>	<b>711,257</b>
法人税、住民税および事業税	499,927	246,629
<b>法人税等調整額</b>	<b>△7,282</b>	<b>△39,654</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>492,645</b>	<b>206,975</b>
<b>当期純利益</b>	<b>84,007</b>	<b>504,281</b>
<b>繰越金(当期首残高)</b>	<b>5,294,706</b>	<b>5,340,264</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>5,378,714</b>	<b>5,844,546</b>

## ■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>5,378,714</b>	<b>5,844,546</b>
<b>剰余金処分量</b>	<b>38,449</b>	<b>38,405</b>
普通出資に対する配当金	(年3%) 38,449	(年3%) 38,405
<b>繰越金(当期末残高)</b>	<b>5,340,264</b>	<b>5,806,141</b>

### ● 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### ● 会計監査人による監査

当金庫の令和4年3月期および令和5年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記およびその付属明細書並びに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けています。本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき、様式を一部変更して作成しております。

### ● 財務諸表の適正性等の確認

令和4年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

令和5年6月20日

滋賀中央信用金庫

理事長 沼尾 護

# 主要な事業に関する事項

## ●貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 10年~39年  
その他 4年~15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金融利用のソフトウェアについては、金融内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」といふ)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」といふ)に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」といふ)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を引き当てております。  
上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」といふ)及び、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」といふ)に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要注意先のうち、貸出条件緩和債権等を有する債務者(以下、「要管理先」といふ)に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、これらの予想損失額は、過去1年間または3年間における累積の貸倒実績率の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これを予想損失率として、それぞれの債権に乘じて算定しております。  
すべての貸出金等債権は、「資産自己査定手引」に基づき営業店が資産査定を実施し、営業店から独立した融資管理部が査定結果を検証しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上不能見込額とし債権額から直接減額しており、その金額は2,544百万円であります。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額と、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用……その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異 … 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により貸付した額をそれぞれ発生する翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の国内為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる銀行業務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点を収益を認識しております。資金庫やインターネットバンキングによる固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超と取る引当りはありません。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  
貸倒引当金 2,893百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、前事業年度において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う経済への影響は、令和5年3月程度で収束するとの想定をしておりましたところ、政府は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大と位置づけの変更等に関する対策方針」を決定、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけることとなり、影響は沈静化するものと予想しています。なお、新型コロナウイルス感染症収束後においても、特定の貸出先・業種の将来の業績への影響が拡大した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引および監事に対する金銭債権総額 76百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,276百万円
- 有形固定資産の圧縮記録額 0百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。①、貸出金、外国為替、その他資産②中の未収利息及び払込金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る)であります。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 …… 1,922百万円  
危険債権額 …… 3,907百万円  
三月以上延滞債権額 …… 32百万円  
貸出条件緩和債権額 …… 2,456百万円  
合計額 …… 8,319百万円  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は返済を困難とするを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシパーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシパーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、275百万円であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,332百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産 有価証券 …… 14,300百万円  
預け金 …… 9,000百万円  
現金 …… 2百万円  
担保資産に対応する債務 預金 …… 3,726百万円  
借入金 …… 18,600百万円  
上記のほか、為替決済取引の担保として預け金8,000百万円を差し入れております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は170百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額754円78銭
- 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。  
(2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。  
(3) 金融商品に係るリスク管理体制  
① 信用リスクの管理  
当金庫は、融資関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
② 市場リスクの管理  
(i) 金利リスクの管理  
当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理に関する規程及び要領において、リスク管理方法及手続等の詳細を明記しており、経営会議において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでリスク管理委員会に報告しております。  
(ii) 為替リスクの管理  
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとで管理しております。  
(iii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。  
(iv) 市場リスクに係る定量的情報  
当金庫において、主要リスク変数である金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。当金庫では、「預け金」「有価証券」のうち債券・投資信託及び株式、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散分法(保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で8,906百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。  
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫は、統合的リスク管理を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。  
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価の算定には一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。  
27. 金融商品の時価等に関する事項  
令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	64,977	65,140	162
(2) 有価証券	167,862	167,263	△599
満期保有目的の債券	26,769	26,169	△599
その他有価証券 (*3)	141,093	141,093	-
(3) 貸出金 (*1)	267,528	269,766	2,238
貸倒引当金 (*2)	△2,893	△2,893	-
	264,634	266,873	2,238
金融資産計	497,475	499,276	1,801
(1) 預金積金	477,497	477,469	△27
(2) 借入金 (*1)	18,600	18,534	△66
金融負債計	496,097	496,004	△93

(\*1) 預け金、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24・3項及び第24・9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(OIS)で割引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28. から30. に記載しております。

(3) 貸出金 貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（OIS）で割り引いた価額

金融負債

- (1)預金積金 要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利（OIS）を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (2)借入金 借入金については、市場金利（OIS）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。なお、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	41
合 計	41

（\*1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	2,599	2,618	18
	その他	4,500	4,531	31
	小 計	7,099	7,150	50
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	170	170	-
	その他	19,500	18,849	△650
	小 計	19,670	19,019	△650
合 計		26,769	26,169	△599

その他の有価証券 (単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	297	251	46
	債 券	12,249	12,176	73
	国 債	301	298	2
	地方債	3,483	3,464	19
	社 債	8,465	8,413	51
	その他	16,987	16,134	853
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	29,535	28,561	973
	株 式	460	528	△67
	債 券	79,604	82,428	△2,824
	国 債	14,905	15,457	△551
	地方債	18,065	18,958	△893
	社 債	46,633	48,012	△1,378
その他	31,492	34,955	△3,462	
小 計	111,557	117,911	△6,353	
合 計		141,093	146,473	△5,379

なお、上記の評価差額から税効果相当額△1,484百万円を控除した△3,895百万円を「その他の有価証券評価差額金」に計上しております。

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

29. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位：百万円)				
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
株 式	581	58	25	
債 券	981	5	3	
国 債	615	5	-	
地方債	365	-	3	
社 債	-	-	-	
その他	7,626	299	227	
合 計	9,190	364	256	

30. 減損処理を行った有価証券  
 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするるとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
- 当事業年度における減損処理対象有価証券はありません。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日における時価の下落率が取得原価に対して50%以上であること又は事業年度末日における時価の下落率が取得原価に対して30%以上50%未満でありかつ決算日前1年間の下落率が一度も30%未満に回復していない場合であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,687百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,448百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定められている案内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 退職給付に関する事項  
 (1) 採用している退職給付制度の概要  
 当座貸越は、確定給付制度として、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。このほか、当座

貸越は全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当該基金は複数事業主（信用金庫等）により設立された総合設立型厚生年金基金で、当座貸越の拠出する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

2) 退職給付債務に関する事項		
イ. 退職給付債務		△1,646百万円
ロ. 年金資産（時価）		1,457百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）		△189百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異		△30百万円
ホ. 退職給付引当金（ハ+ニ）		△219百万円

3) 退職給付費用に関する事項		
イ. 勤務費用		86百万円
ロ. 利息費用		3百万円
ハ. 期待運用収益		△37百万円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額		△5百万円
ホ. 厚生年金基金支払額等		146百万円
ヘ. 退職給付費用合計（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）		193百万円

4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		
退職給付見込額の期間配分方法		期間定額基準
割引率		0.4%
長期期待運用収益率		2.5%

- (5) 当座貸越は全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。当該厚生年金基金制度は総合設立型であり、同基金の全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当座貸越の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)		
年金資産の額		1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額		1,807,426百万円
差引額		△66,857百万円

② 制度全体に占める当座貸越の掛金拠出割合(令和4年3月31日現在) 0.32%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高162,618百万円であり、本制度における過去勤務費用の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当座貸越は、当期の財務諸表上、特別掛金62百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当座貸越の実際の負担割合とは一致しません。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

1) 繰延税金資産の発生した主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
貸倒引当金		1,069百万円
減価償却費		54百万円
退職給付引当金		60百万円
役員退職慰労引当金		40百万円
賞与引当金		54百万円
有形固定資産減損損失		41百万円
有価証券減損損失		1百万円
その他の有価証券評価差額金		1,753百万円
有形固定資産（合併時評価差額）		66百万円
未収利息		21百万円
未払事業税		15百万円
その他		50百万円
小 計		3,231百万円
評価性引当額		△949百万円
繰延税金資産合計		2,281百万円
繰延税金負債		
有形固定資産（合併時評価差額）		134百万円
原状回復費用		0百万円
その他の有価証券評価差額金		268百万円
繰延税金負債合計		403百万円
繰延税金資産の純額		1,878百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率		
(調 整)		27.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△1.0%
評価性引当額の増減		1.9%
住民税均等割額		1.2%
その他		△0.9%
税効果会計適用後の法人税率の負担率		29.1%

34. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項  
 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
- |               |      |
|---------------|------|
| 契約資産          | 1百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 1百万円 |
| 契約負債          | 1百万円 |
35. 会計方針の変更  
 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この変更による財務諸表への影響はありません。

## ● 損益計算書注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 19円64銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、475,275千円あります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

# 主要な事業に関する事項

## 主要な業務の状況を示す指標

### ■ 業務粗利益

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	5,405,256	5,020,225
資金運用収益	5,687,334	5,186,776
資金調達費用	282,078	166,551
役務取引等収支	186,330	221,923
役務取引等収益	443,033	479,555
役務取引等費用	256,703	257,632
その他の業務収支	207,023	△ 55,705
その他業務収益	309,718	63,671
その他業務費用	102,695	119,377
業務粗利益	5,798,609	5,186,442
業務粗利益率(%)	1.10	1.00

(注)1.「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(令和3年度5円、令和4年度3円)を控除して表示しています。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

### ■ 業務純益

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	1,429,082	1,214,824
実質業務純益	1,855,892	1,324,240
コア業務純益	1,612,291	1,301,802
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,064,465	1,249,577

(注)1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

### ■ 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(百万円)		利回り(%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	523,286	518,190	5,687	5,186	1.08	1.00
うち貸出金	266,032	265,041	3,521	3,531	1.32	1.33
うち預け金	78,026	74,006	86	112	0.11	0.15
うち有価証券	173,557	173,880	2,016	1,482	1.16	0.85
資金調達勘定	519,114	505,293	282	166	0.05	0.03
うち預金積金	498,401	484,424	262	145	0.05	0.03
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	20,358	20,458	17	17	0.08	0.08

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度9,275百万円、令和4年度1,142百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度10千円、令和4年度10千円)および利息(令和3年度0円、令和4年度3円)を、それぞれ控除して表示しています。

### ■ 利鞘

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回り	1.08	1.00
資金調達原価率	0.81	0.79
総資金利鞘	0.27	0.21

### ■ 利益率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.10	0.13
総資産当期純利益率	0.01	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率=  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## ■ 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
<b>受 取 利 息</b>	<b>75,451</b>	<b>385,690</b>	<b>461,142</b>	<b>△ 16,573</b>	<b>△ 481,235</b>	<b>△ 497,809</b>
うち貸出金	94,119	△ 101,051	△ 6,931	△ 13,209	23,935	10,725
うち預け金	6,226	△ 17,380	△ 11,154	△ 6,124	32,012	25,887
うち有価証券	△ 24,894	504,123	479,228	2,759	△ 537,183	△ 534,423
<b>支 払 利 息</b>	<b>6,980</b>	<b>△ 134,139</b>	<b>△ 127,158</b>	<b>△ 4,127</b>	<b>△ 112,338</b>	<b>△ 116,466</b>
うち預金積金	5,475	△ 132,681	△ 127,205	△ 4,210	△ 112,255	△ 116,466
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,504	△ 1,458	46	83	△ 83	—

(注)残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法を採用しています。

## 預金に関する指標

### ■ 流動性預金・定期性預金等平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
<b>流 動 性 預 金</b>	<b>186,211</b>	<b>182,372</b>
うち有利息預金	156,574	165,913
<b>定 期 性 預 金</b>	<b>311,174</b>	<b>300,902</b>
うち固定金利定期預金	303,610	294,278
うち変動金利定期預金	145	126
そ の 他	1,014	1,149
<b>小 計</b>	<b>498,401</b>	<b>484,424</b>
譲 渡 性 預 金	—	—
<b>合 計</b>	<b>498,401</b>	<b>484,424</b>

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### ■ 定期預金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
<b>定 期 預 金</b>	<b>292,478</b>	<b>281,201</b>
固定金利定期預金	292,347	281,077
変動金利定期預金	130	123
そ の 他	0	0

# 主要な事業に関する事項

## 貸出金等に関する指標

### 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
割引手形	1,112	1,168
手形貸付	16,134	17,990
証書貸付	243,771	240,839
当座貸越	5,014	5,041
合計	266,032	265,041

### 貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金	263,224	267,528
固定金利	113,607	109,786
変動金利	149,616	157,741

### 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	101,313	38.48	106,942	39.97
運転資金	161,910	61.51	160,585	60.02
合計	263,224	100.00	267,528	100.00

### 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	428	20,136	7.65	427	20,272	7.57
農業、林業	55	1,016	0.38	57	992	0.37
漁業	1	34	0.01	1	33	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	2	101	0.03	2	136	0.05
建設業	1,335	29,808	11.32	1,353	29,671	11.09
電気・ガス・熱供給・水道業	24	1,444	0.54	22	1,341	0.50
情報通信業	32	436	0.16	30	349	0.13
運輸業、郵便業	88	6,956	2.64	94	6,236	2.33
卸売業、小売業	738	24,685	9.37	764	24,843	9.28
金融業、保険業	29	11,469	4.35	29	12,953	4.84
不動産業	621	55,927	21.24	670	60,329	22.55
物品賃貸業	9	942	0.35	8	501	0.18
学術研究、専門・技術サービス業	82	1,240	0.47	90	1,419	0.53
宿泊業	16	2,011	0.76	15	1,886	0.70
飲食業	329	6,248	2.37	336	5,880	2.19
生活関連サービス業、娯楽業	233	5,850	2.22	245	6,043	2.25
教育、学習支援業	36	679	0.25	40	638	0.23
医療、福祉	187	9,725	3.69	198	9,811	3.66
その他のサービス	424	11,441	4.34	447	11,341	4.23
小計	4,669	190,155	72.24	4,828	194,682	72.77
国・地方公共団体等	16	28,769	10.92	17	27,183	10.16
個人	6,405	44,299	16.82	6,287	45,661	17.06
合計	11,090	263,224	100.00	11,132	267,528	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。



## ■ 貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	3,249	3,372
有価証券	9	10
動産	1,457	1,416
不動産	60,661	62,486
その他	—	—
<b>小計</b>	<b>65,378</b>	<b>67,286</b>
信用保証協会・信用保険	70,265	69,280
保証	13,741	14,510
信用	113,839	116,451
<b>合計</b>	<b>263,224</b>	<b>267,528</b>

## ■ 住宅ローンおよび消費者ローン残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
住宅ローン	37,373	39,096
消費者ローン	6,925	6,565
<b>合計</b>	<b>44,299</b>	<b>45,661</b>

## ■ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	76	118
その他	—	—
<b>小計</b>	<b>76</b>	<b>118</b>
信用保証協会・信用保険	17	15
保証	4	2
信用	1,337	1,853
<b>合計</b>	<b>1,436</b>	<b>1,989</b>

## ■ 預貸率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
期末預貸率	54.74	56.02
期中平均預貸率	53.37	54.71

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

# 主要な事業に関する事項

## 信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円,%)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
			担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	601	601	464	136	100.00	100.00
	令和4年度	1,922	1,922	1,541	381	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	3,694	3,616	2,322	1,294	97.89	94.32
	令和4年度	3,907	3,824	2,835	989	97.88	92.29
要管理債権	令和3年度	1,742	617	457	160	35.43	12.46
	令和4年度	2,488	1,001	728	273	40.24	15.51
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	32	26	23	2	80.68	28.97
貸出条件緩和債権	令和3年度	1,742	617	457	160	35.43	12.46
	令和4年度	2,456	975	704	270	39.71	15.44
小計(A)	令和3年度	6,037	4,834	3,244	1,590	80.08	56.94
	令和4年度	8,319	6,749	5,104	1,644	81.13	51.16
正常債権(B)	令和3年度	258,714					
	令和4年度	261,290					
総与信残高(A)+(B)	令和3年度	264,751					
	令和4年度	269,609					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

## 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	472	899	—	472	899
	令和4年度	899	1,008	—	899	1,008
個別貸倒引当金	令和3年度	1,865	1,943	76	1,789	1,943
	令和4年度	1,943	1,884	570	1,373	1,884
合計	令和3年度	2,338	2,842	76	2,262	2,842
	令和4年度	2,842	2,893	570	2,272	2,893

## ■ 経営改善支援の取り組み実績

【令和4年4月～令和5年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

	期初 債務者数	うち 経営改善支援 取り組み先数	うち			経営改善 支援 取り組み率	ランクアップ 率	再生計画 策定率	
			αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数	β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数				γ
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α	
正 常 先 ①	4,419	9		3	7	0.20		77.78	
要 注 意 先	うちその他 要 注 意 先 ②	524	94	7	76	85	17.94	7.45	90.43
	う ち 要 管 理 先 ③	8	3	0	2	3	37.50	0.00	100.00
破 綻 懸 念 先 ④	66	12	0	9	12	18.18	0.00	100.00	
実 質 破 綻 先 ⑤	18	0	0	0	0	0.00	—	—	
破 綻 先 ⑥	3	0	0	0	0	0.00	—	—	
小 計 (②～⑥の計)	619	109	7	87	100	17.61	6.42	91.74	
合 計	5,038	118	7	90	107	2.34	5.93	90.68	

(注) ● 期初債務者数および債務者区分は令和4年4月初時点まで整理しています。

- 債務者数、経営改善支援取り組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含みません。
- βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含みません。
- 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含んでいます。
- 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取り組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
- 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
- γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
- みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
- 「再生計画を策定した先数δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業活性化協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等と連携した再生計画策定先を含みます。

## ■ 信用金庫法および金融再生法に基づく不良債権比率の推移

### 引当金控除前

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
不良債権比率	2.28	3.08

### 引当金控除後

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
不良債権比率	1.68	2.47

## ■ 貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	2,913	172

# 主要な事業に関する事項

## 有価証券等に関する指標

### 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

種 類	残 存 期 間	令和3年度							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国 債		—	—	2,323	—	6,256	5,794	—	14,375
地 方 債		—	3,036	—	—	1,983	15,938	—	20,958
社 債		3,614	8,555	5,371	18,254	13,097	11,500	—	60,394
株 式		—	—	—	—	—	—	922	922
外 国 証 券		2,600	6,617	11,616	8,780	6,260	8,549	—	44,425
そ の 他 の 証 券		494	3,256	7,959	3,595	4,824	1,585	10,190	31,907
合 計		6,709	21,466	27,271	30,631	32,422	43,369	11,113	172,984

(単位:百万円)

種 類	残 存 期 間	令和4年度							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国 債		—	1,516	803	2,784	4,525	5,575	—	15,206
地 方 債		2,710	302	—	—	3,620	14,914	—	21,548
社 債		4,611	7,515	13,280	16,495	6,909	9,055	—	57,868
株 式		—	—	—	—	—	—	800	800
外 国 証 券		2,502	9,296	12,629	8,255	2,726	8,294	—	43,703
そ の 他 の 証 券		830	6,577	4,560	3,691	2,312	959	9,846	28,776
合 計		10,654	25,209	31,274	31,226	20,094	38,799	10,646	167,904

### 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度
国 債	13,509	15,338
地 方 債	21,215	22,141
社 債	59,711	60,099
株 式	1,120	964
外 国 証 券	44,520	43,822
そ の 他 の 証 券	33,480	31,515
合 計	173,557	173,880

### 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

### 預証率

(単位:%)

種 類	令和3年度	令和4年度
期 末 預 証 率	35.97	35.16
期 中 平 均 預 証 率	34.82	35.89

(注) 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

### 有価証券の時価情報等

#### 1. 売買目的有価証券

該当ありません。

#### 2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類		令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,999	4,044	44	2,599	2,618	18
	そ の 他	11,000	11,139	139	4,500	4,531	31
	小 計	15,000	15,183	183	7,099	7,150	50
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	58	58	—	170	170	—
	そ の 他	13,000	12,698	△ 301	19,500	18,849	△ 650
	小 計	13,058	12,756	△ 301	19,670	19,019	△ 650
合 計	28,058	27,940	△ 117	26,769	26,169	△ 599	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2. 上記の「その他」は、外国証券です。  
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めていません。

### 3. その他有価証券

(単位:百万円)

種 類		令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	253	210	43	297	251	46
	債 券	28,927	28,690	237	12,249	12,176	73
	国 債	—	—	—	301	298	2
	地 方 債	5,278	5,235	42	3,483	3,464	19
	社 債	23,649	23,454	194	8,465	8,413	51
	そ の 他	24,573	23,350	1,223	16,987	16,134	853
	小 計	<b>53,755</b>	<b>52,251</b>	<b>1,504</b>	<b>29,535</b>	<b>28,561</b>	<b>973</b>
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	629	710	△ 80	460	528	△ 67
	債 券	62,743	63,809	△ 1,066	79,604	82,428	△ 2,824
	国 債	14,375	14,680	△ 305	14,905	15,457	△ 551
	地 方 債	15,680	16,011	△ 330	18,065	18,958	△ 893
	社 債	32,687	33,117	△ 429	46,633	48,012	△ 1,378
	そ の 他	27,758	29,626	△ 1,867	31,492	34,955	△ 3,462
	小 計	<b>91,131</b>	<b>94,146</b>	<b>△ 3,014</b>	<b>111,557</b>	<b>117,911</b>	<b>△ 6,353</b>
合 計	<b>144,887</b>	<b>146,397</b>	<b>△ 1,510</b>	<b>141,093</b>	<b>146,473</b>	<b>△ 5,379</b>	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。  
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めていません。

### 4. 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	39	41
組 合 出 資 金	—	—
合 計	<b>39</b>	<b>41</b>

## ■ 金銭の信託の時価情報等

### 1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

### 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

### 3. その他の金銭の信託

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
貸 借 対 照 表 計 上 額	10	10
取 得 原 価	10	10
差 額	—	—
うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	—	—
うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	10	10

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## ■ デリバティブ取引の時価情報等 (規則第102条第1項第5号に掲げる取引)

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

# 自己資本の充実の状況

## 定性的な開示事項

### ■ 自己資本調達手段の概要

自己資本の額は「コア資本に係る基礎項目」と控除項目の「コア資本に係る調整項目」から構成されており、「コア資本に係る基礎項目」は出資金、過去の利益金の積上げである利益剰余金と一般貸倒引当金等が該当します。「コア資本に係る調整項目」は主に無形固定資産が該当します。

### ■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。また、当金庫は、各エクスポージャーが一業種に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進と適切なリスク管理を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものです。

### ■ 信用リスクに関する事項

#### 1. リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、融資先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識上、確実性、安全性、流動性、収益性、発展性、公益性の6原則に則った厳格な与信判断を行うべく、与信業務の普遍かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

また、貸出資産の健全性を維持するため、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに、審査委員会を定期的開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定規程」および「償却・引当の基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先債権に相当する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。破綻先債権および実質破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

なお、それぞれの結果については有限責任監査法人トーマツの監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

#### 2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ㈱格付投資情報センター (R&I)
- ㈱日本格付研究所 (JCR)

- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング

### ■ 信用リスク削減手法に関する事項

#### リスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減する措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の審査にあたって、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しています。従いまして、担保または保証に過度に依存しないような融資の取組姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に關して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、当金庫が定める「融資（割手・手貸・証貸）事務取扱要領」や各種約定書に基づき適切な取扱いに努めています。

なお、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法には、適格金融担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、政府関係機関保証等が該当します。信用度の評価については、地方公共団体は政府保証と同様と判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しましては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散するよう努めています。

### ■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

### ■ 証券化エクスポージャーに関する事項

#### 1. リスク管理の方針および手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫では、地元中小企業者の資金調達の多様化に応じるための手段として位置付けています。

#### 2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、「標準的手法」を採用しています。

#### 3. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

#### 4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格機関の名称

- ㈱格付投資情報センター (R&I)
- ㈱日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング

## ■ 出資等エクスポージャーに関する事項

### リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫において、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および価格の20%下落によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて、リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」等に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、子会社株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

## ■ オペレーショナル・リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、信用リスク、市場リスクに分類されない他のすべての業務に係る横断的なリスク、即ち様々な人的または技術的ミスによって生じる損失に関するリスクをいいます。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しています。リスクの計測につきましては、基礎的手法を採用しています。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会、経営会議において協議するとともに必要に応じて理事会に報告しています。

### 2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する名称

当金庫は、基礎的手法を採用しています。

## ■ 金利リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。また、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBBといたします。）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めてい

ます。

具体的には、一定の市場金利の変動を想定した場合に生じるIRRBBを定期的に計測しリスク管理委員会で定期的に協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど適切に対応を講じることに努めています。

金利リスクの計測については毎月末を基準日とし、月次でIRRBBを計測しています。

### 2. 金利リスクの算定方法の概要

#### ①開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに関する事項

- (a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.312年です。
- (b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (c)流動性預金への満期の割り当て方法および固定金利貸出の期限前償還、定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。(コア預金については、流動性預金残高の50%相当額を平均2.5年としています。)
- (d)IRRBBの算出にあたっては、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。(通貨毎の金利ショック幅:JPY100bp、SGD150bp、USD200bp、CAD200bp、EUR200bp、GBP250bp、AUD300bp、その他100bp~400bp)
- (e)有価証券についてはモデル価格にスプレッドを含めて算出しています。
- (f)内部モデルに関しては使用していません。
- (g)前事業年度末からの変動については、金利リスク低減を目的とした債券におけるデュレーションの短期化に加え、新型コロナウイルス関連融資の返済を主因として、 $\Delta$ EVE（最大値:上方パラレルシフト）は、前期比1,297百万円減少の14,674百万円、 $\Delta$ NII（上方パラレルシフト）は、前期比5百万円減少の205百万円となりました。

#### ②内部管理上の金利リスク（VaR）に関する事項

当金庫では、有価証券や預貸金等といった商品毎のVaR（保有期間120営業日、観測期間5年、信頼区間99%）に基づき、統合的リスク管理を行っています。また、ストレステストを実施し過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに収益管理や経営上の判断においては、市場環境を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動を想定し、金利リスクを計測しています。

※主要リスク変数である金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金および預金積金です。当金庫では「預け金」「有価証券」のうち債券・投資信託および株式、「貸出金」および「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当金庫のVaRは分散共分散法により算出しており、令和5年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で8,906百万円です。

# 自己資本の充実の状況

## 定量的な開示事項

### ■ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	22,801	23,266
うち、出資金および資本剰余金の額	1,286	1,285
うち、利益剰余金の額	21,553	22,019
うち、外部流出予定額 (△)	38	38
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	899	1,008
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	899	1,008
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>23,701</b>	<b>24,275</b>
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	61	72
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	61	72
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>61</b>	<b>72</b>
<b>自己資本</b>		
<b>自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)</b>	<b>23,639</b>	<b>24,202</b>
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	234,255	232,811
資産 (オン・バランス) 項目	229,074	227,344
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 720	△ 720
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 720	△ 720
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	5,180	5,466
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,337	10,240
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)</b>	<b>244,592</b>	<b>243,051</b>
<b>自己資本比率</b>		
<b>自己資本比率 ((ハ)/(ニ)) %</b>	<b>9.66</b>	<b>9.95</b>

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。  
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。



## ■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	234,255	9,370	232,811	9,312
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	221,309	8,852	222,301	8,892
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	297	11	258	10
地方三公社向け	295	11	279	11
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	28,505	1,140	26,347	1,053
法人等向け	96,448	3,857	93,868	3,754
中小企業等向けおよび個人向け	33,226	1,329	34,536	1,381
抵当権付住宅ローン	9,755	390	10,599	423
不動産取得等事業向け	24,562	982	28,409	1,136
三月以上延滞等	370	14	1,083	43
取立未済手形	13	0	15	0
信用保証協会等による保証付	7,370	294	6,853	274
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	960	38	820	32
出資等のエクスポージャー	960	38	820	32
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	19,502	780	19,227	769
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもに係るエクスポージャー	1,200	48	1,200	48
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調達項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,828	73	1,828	73
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,746	69	2,270	90
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	14,727	589	13,927	557
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,666	546	11,229	449
ルック・スルー方式	13,666	546	11,229	449
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 720	△ 28	△ 720	△ 28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,337	413	10,240	409
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	244,592	9,783	243,051	9,722

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府および中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。  
 (オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
  
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

# 自己資本の充実の状況

## ■ 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

### イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント およびその他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債券等		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	467,522	463,790	275,292	279,297	192,229	184,493	—	—	429	1,250
国 外	41,761	41,461	—	—	41,761	41,461	—	—	—	—
<b>地域別合計</b>	<b>509,284</b>	<b>505,251</b>	<b>275,292</b>	<b>279,297</b>	<b>233,991</b>	<b>225,954</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>429</b>	<b>1,250</b>
製造業	36,339	36,675	21,525	21,779	14,814	14,895	—	—	3	337
農業、林業	1,245	1,234	1,245	1,234	—	—	—	—	—	—
漁業	44	38	44	38	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	101	136	101	136	—	—	—	—	—	—
建設業	34,271	34,345	33,856	33,914	414	430	—	—	168	125
電気・ガス・熱供給・水道業	13,403	13,790	1,525	1,415	11,878	12,374	—	—	—	—
情報通信業	3,396	3,345	446	361	2,950	2,984	—	—	—	—
運輸業、郵便業	12,320	10,721	7,137	6,421	5,182	4,300	—	—	22	520
卸売業、小売業	32,828	33,026	28,334	28,496	4,493	4,529	—	—	11	—
金融業、保険業	124,802	118,888	11,787	13,359	113,014	105,528	—	—	—	—
不動産業	65,209	70,205	57,493	62,389	7,716	7,816	—	—	—	5
物品賃貸業	1,142	701	1,142	701	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,442	1,743	1,442	1,743	—	—	—	—	—	—
宿泊業	2,023	1,898	2,023	1,898	—	—	—	—	—	—
飲食業	7,207	6,833	7,166	6,793	40	39	—	—	11	11
生活関連サービス業、娯楽業	7,775	8,116	6,964	7,286	811	830	—	—	56	57
教育、学習支援業	881	818	863	818	17	—	—	—	—	—
医療、福祉	10,916	11,211	10,902	11,211	13	—	—	—	59	85
その他のサービス	12,696	12,655	12,675	12,638	20	16	—	—	31	30
国・地方公共団体等	77,561	76,241	28,796	27,204	48,765	49,036	—	—	—	—
個人	39,815	39,452	39,815	39,452	—	—	—	—	63	76
その他	23,857	23,168	—	—	23,857	23,168	—	—	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>509,284</b>	<b>505,251</b>	<b>275,292</b>	<b>279,297</b>	<b>233,991</b>	<b>225,954</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>429</b>	<b>1,250</b>
1年以下	51,733	58,212	45,446	47,796	6,287	10,415	—	—	—	—
1年超3年以下	39,784	40,792	21,372	22,127	18,411	18,664	—	—	—	—
3年超5年以下	40,733	47,651	21,037	20,717	19,696	26,933	—	—	—	—
5年超7年以下	45,842	47,512	18,686	18,607	27,156	28,905	—	—	—	—
7年超10年以下	87,868	74,624	59,584	56,408	28,284	18,215	—	—	—	—
10年超	153,341	155,366	108,456	112,948	44,884	42,417	—	—	—	—
期間の定めのないもの	89,980	81,091	708	689	89,272	80,401	—	—	—	—
<b>残存期間別合計</b>	<b>509,284</b>	<b>505,251</b>	<b>275,292</b>	<b>279,297</b>	<b>233,991</b>	<b>225,954</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

## ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

P44を参照ください。

## ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	523	519	519	177	—	363	523	155	519	177	—	—
農業、林業	174	174	174	174	—	—	174	174	174	174	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	429	218	218	294	51	6	377	211	218	294	—	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	8	7	7	225	0	2	7	5	7	225	—	—
卸売業、小売業	47	56	56	65	15	1	31	55	56	65	2	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	183	181	181	187	—	—	183	181	181	187	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	13	97	97	13	—	77	13	19	97	13	—	—
飲食業	25	134	134	184	—	88	25	45	134	184	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	23	92	92	115	1	1	22	91	92	115	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	240	238	238	250	6	—	234	238	238	250	—	—
その他のサービス	185	210	210	181	—	29	185	181	210	181	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	9	12	12	12	—	—	9	12	12	12	—	—
合計	1,865	1,943	1,943	1,884	76	570	1,789	1,373	1,943	1,884	2	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	14,684	64,460	15,760	61,310
10%	—	54,022	—	51,040
20%	32,388	69,801	35,256	64,295
35%	—	28,083	—	30,415
40%	4,311	5,013	4,014	5,014
50%	43,666	635	42,542	1,418
70%	6,820	2,510	5,817	1,506
75%	—	60,681	—	61,974
100%	5,358	113,743	4,013	117,793
120%	1,604	301	802	802
150%	—	17	—	84
200%	—	—	—	—
250%	480	698	480	908
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	109,314	399,969	108,686	396,565
	509,284		505,251	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

# 自己資本の充実の状況

## 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,737	3,788	—	—
(1) ソ ブ リ ン 向 け		—	—	—	—
(2) 金 融 機 関 向 け		—	—	—	—
(3) 法 人 等 向 け		1,271	1,366	—	—
(4) 中 小 企 業 等 ・ 個 人 向 け		2,261	2,167	—	—
(5) 抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン		9	2	—	—
(6) 不 動 産 取 得 等 事 業 向 け		194	252	—	—
(7) 三 月 以 上 延 滞 等		—	—	—	—

(注) 当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

### ロ. 投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	901	901	777	777
非 上 場 株 式 等	1,865	—	1,868	—
合 計	2,766	901	2,645	777

### ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	356	58
売 却 損	130	25
償 却	0	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	△ 34	△ 15

## 二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

## ■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	31,889	31,125
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	—	—

## ■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

### IRRBB1：金利リスク

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	14,674	15,972	205	210
2	下方パラレルシフト	0	0	33	57
3	ス テ ィ ー プ 化	13,077	14,355		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	14,674	15,972	205	210
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	24,202		23,639	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

# 用語解説

## 自己資本関係

コア資本	自己資本比率規制（バーゼルⅢ）において自己資本を構成する項目であり、出資金、資本剰余金、利益剰余金などが該当し、一般貸倒引当金が一定の条件下において算入される。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当する。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産全額をいう。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤操作等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%により算出する手法。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）により算出された額。

## 信用リスク関係

ポートフォリオ	異なるリターンとリスクを持ついくつかの資産の組合せをいい、全体としてのリスクを低減するために対象を分散化する。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制でリスク・アセットを算出する際に保有資産ごとに分類して用いる。
適格格付機関	金融機関がリスク・アセットを算出するにあたり用いることができる格付けを付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

## 市場リスク関係

派生商品取引	（＝デリバティブ取引）有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品の取引を指す。具体例として、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
--------	---

## 金利リスク関係

IRRBB 銀行勘定の金利リスク	金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金、貸出金、有価証券等）が金利ショックによりどれくらいリスク量が発生するかをみるもの。
ΔEVE	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される指標をいう。
ΔNII	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される指標をいう。
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下100bp（ベース・ポイント）の平行移動やイールドカーブをスティープ化およびフラット化させるといった算出方法がある。
BPV	Basis Point Value（ベース・ポイント・バリュー） 金利リスクの指標の一つで、全ての期間の金利が1bp（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表す。
VaR	Value at Risk（バリュー・アット・リスク） 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出した値をいう。
ストレステスト	蓋然性のある事象（世界金融危機、VaRショック等）が発生した場合のリスク・ファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出しされる預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞在する預金のこと。

# ディスクロージャー開示項目一覧

信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）に基づく開示事項

## ■ 1. 金庫の概況および組織に関する事項

- (1) 事業の組織.....28
- (2) 理事および監事の氏名および役職名.....27
- (3) 会計監査人の氏名又は名称.....37
- (4) 事務所の名称および所在地.....33

## ■ 2. 金庫の主要な事業の内容.....27

## ■ 3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況.....5~6
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標.....6
  - ① 経常収益
  - ② 経常利益又は経常損失
  - ③ 当期純利益又は当期純損失
  - ④ 出資総額および出資総口数
  - ⑤ 純資産額
  - ⑥ 総資産額
  - ⑦ 預金積金残高
  - ⑧ 貸出金残高
  - ⑨ 有価証券残高
  - ⑩ 単体自己資本比率
  - ⑪ 出資に対する配当金
  - ⑫ 職員数
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
  - ① 主要な業務の状況を示す指標.....40~41
    - ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く)
    - イ. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他の業務収支
    - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利ざや
    - エ. 受取利息および支払利息の増減
    - オ. 総資産経常利益率
    - カ. 総資産当期純利益率
  - ② 預金に関する指標.....41
    - ア. 流動性預金・定期性預金等の平均残高
    - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の定期預金の残高
  - ③ 貸出金等に関する指標.....42~43
    - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高
    - イ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高
    - ウ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額
    - エ. 使途別の貸出金残高
    - オ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合
    - カ. 預貸率の期末値および期中平均値

- ④ 有価証券等に関する指標.....46
  - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高
  - イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高
  - ウ. 有価証券の種類別の平均残高
  - エ. 預証率の期末値および期中平均値

## ■ 4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の態勢.....25~26
- (2) 法令遵守の態勢.....19~20
- (3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況.....7~8
- (4) 金融ADR制度への対応.....24

## ■ 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書.....36~37
- (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額.....44~45
  - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
  - ② 危険債権
  - ③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)
  - ④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
  - ⑤ 正常債権
- (3) 自己資本の充実の状況.....48~55
- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価および評価損益.....46~47
  - ① 有価証券
  - ② 金銭の信託
  - ③ 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引
- (5) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額.....44
- (6) 貸出金償却の額.....45
- (7) 金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨.....37

## ■ 6. 報酬等に関する事項.....28